

（第一類 第四号）

第一回 國會 司 法 委 員 会 議 録 第三号

（五八）

付託事件

國家賠償法案（内閣提出）（第四号）
刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第六号）
昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（第八号）

昭和二十二年七月十二日（土曜日）
午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君
理事 石川金次郎君 理事 鍛冶 良作君
井伊 誠一君 榊原 千代君
安田 幹太君 中村 俊夫君
中村 又一君 山下 春江君
吉田 安君 岡井藤志郎君
鍛冶 良作君 花村 四郎君
明禮三郎君 大島 多蔵君
酒井 俊雄君

昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（第八号）
○松永委員長 会議を開きます。かねて本委員会において予備審査中のところ、昨十一日付託されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑及び討論を継続いたします。
○鍛冶委員 私はこれについては速記を止めて、委員各位並びに政府と懇談してみたいと思いますが、いかがですか。
○松永委員長 それでは速記を止めて懇談いたします。

〔午前十時五十四分開議に入る〕
〔午前十一時三十分懇談会を終る〕

○松永委員長 懇談会を終つて引続き質疑に入ります。鍛冶良作君
○鍛冶委員 私は本議会の始まりますと同時に、憲法の條文から政府には法律案の提出権限はないものと考えておりました。また農民党の綱島君からその話があつて、私も同感である。これはぜひとも明らかにしておかなければならぬというので、先日内閣総理大臣の施政方針演説に対する質疑として、綱島君から出されたのであります。その答弁はもちろ片山総理大臣から承りましたが、その答弁では承服できないところでない、ます／＼もつて疑問を深くするものと考えます。從

いまして今も變らず政府に法律案を提出する権限がない。従つてこの議案をまず参議院に出されて、政府提出として参議院を通過してこちらに参りまして承服できないものであるから、われわれは政府提出案をそのまま審議するということはいかぬと考える。但し私の考へております便法は、先ほど懇談で司法大臣が言われたように、政府が議案の準備をすることは一向差支えないと思つてあります。この点は十分に認め、尊重して、政府から議院へ提出せられ、議長から本委員会にまわつてきますときに、それについては議論がありまされるけれども、その議論についてははしばらく差控えて、政府が準備して出されたものとわれ／＼は解釈して、本委員会においてこれを取捨選択し、本委員会の案として議院へ提出する。そうして通すということが一番穩当な方法であるし、いづれの顔も立つ方法だ、かように考へておりますから、ぜひこの際はその方法でやつていただきたいと思ひます。

まずこれに対する司法大臣のお考へを承りたいと思ひます。
○鈴木國務大臣 ただいま鍛冶委員の御意見はごもつともであります。が、この問題は憲法審議の際に問題となり、一應盡されておるように考へるものであります。また先日本会議において綱島議員の質問に対して、政府の公式の答弁をいたしまして、片山総理大臣からお答をいたしておるのであります。

ます。政府の見解はそれで答弁されたものと解しておるのであります。簡単に要約して申し上げますれば、わが新憲法はアメリカ式の純然たる三権分立をとつたのではなくして、イギリス式の議院内閣制をとつております。ために、しかく嚴格にこの立法と行政との關係を區別いたしておらないのであります。憲法第四十一條に國會が唯一の立法機關であるという規定しておりますのは、立案の準備までも議會がやらなければならぬ、行く行くは準備も全部一つ議會でやりなさいまして、議會で實際の法律案を提案せられまして、政府はただこれを行うだけというふうになることは、ある意味において望ましいこととも考へておるのであります。ぜひそうしたいと思ひます。が、そうしないから違法であるというふうには考へないのであります。政府は立案の準備をいたしまして、そうして議會に提出する。また政府は政策を定める権限をもつておりますから、その行うべき政策を法律の形にして提案をいたすという事由も許さるべきことを考へるのであります。

それらの観点から政府も若干の法律はこれを準備することが必要である。同時に議會に御審議を願うということが當然の順序になつてくると思つております。憲法七十二條に「議案」と書いてありますのは、そういう意味において法律案も含むのである。殊に内閣法第五條におきましては、その疑問を明らかにいたしますためにこれを制定することにし、特に「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を國會に提出し」と、こゝう定めたのであります。これに対しては同じ憲法を審議せられまして、議會の議員諸君が、それでよろしい、異議ないということでも可決確定せられたものである。そういう關係から見ましても、政府といたしましては、議會とともにこれを提案する権限をもつてゐる。但し修正審議することは議會の権限であつて自由である。こゝういふ見を申し上げます。さう政府の所見を申し上げます。

○吉田（安）委員 この際委員長にお尋ねをいたします。
今鍛冶君の御意見を聞いてみると、結局最初の御主張の通りに、本案はやはり議員提出の法律案にしてという御議論のようですが、その前提としては結局憲法論をやかましく何遍も繰返さなければならぬ、こゝういふことになつてくる。それで委員長はこれはどういふふうに通上お取扱いなさるお積りであります。それをいつまでも繰返しておつたら意見の対立、さういふことで審議の前には決まらねばならぬ結果にまでも立ち至る氣がするが、速やかにこれは本案の内容の審議にはいつてこゝで通過するようにお願いいたしたい。この点お尋ねしておきます。
○松永委員長 委員長からお答をいたします。議事を進行したいと思ひます。しかしその前に鍛冶君がなお一言申し述べたいとおつしやつておられ

るから、一言だけ皆さんお聴取り願いたいと思います。

○吉田(安)委員 了承いたしました。

○綴治委員 今司法大臣からの御説明で、政府に法案を準備する権限がある。また準備しなければ不便ではないかとのことです。これは私ももちろん賛成であります。その点までも否認しようとするものではないのであります。従いまして私先ほど言うように、政府はこの法律の準備としてこの案を出されたものとして、これを尊重して、われわれはこれに對して審議にはいる。しかしこれを法律案なりと決定し、これを議會に提出しようというこの意思決定は、まさしく立法の範圍である、かように考えます。この点が重要点であります。ほかの例を引いて申しますならば、フランス憲法のごときは立法権の内容を、発案権と制定権の二つに分けております。そうして兩院議員は発案権及び制定権を有す、大統領はこの立法権のうち発案権のみを有しておる、こういふふうに解するのであります。発案権というものは立法の基礎である、私はかように考えます。

その発案権とは、これを法律案としてそうしてこれを議會に出すという、これが発案権だと思ひますから、この点に對しては政府におかれても深甚なる御考慮をお願いしたいと考へるのであります。もちろんこの討論を繰返しておつてもあらはあきません。結局最高裁判所において決定する以外にないものである。最高裁判所においても私の主張が通るとすれば、政府におかれても十分責任を負うだけの御決心のあることと思ひが、私はその責任を連帶して負う考へはありません。

でありますから、私としてはこの點を明白にして政府の深甚なる反省を促し、委員各位の御考慮を願つておきたい、かように考へるのであります。

○松永委員長 よろしゅうございませう。それでは次の質問者、明禮輝三郎君

○明禮委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の中で、裁判所の配置についてはまことに適切でないものがあると思ひます。ところが本案はきわめて急を要する情勢にありますが、安当でない部分につきましても、將來裁判所の方地域を十分に御調査くだされいまして、たとへて言ひますならば、愛媛縣の東宇和郡の野村という下級裁判所の管轄区域というふうなものは、非常に不適当なところにはいつておるのであります。こゝろの御意見を承りまして、そうして私もはさういふことに御了解していただくならば、これは全部承認いたしておきたいと思ひるのであります。それだけお尋ねいたします。

○鈴木國務大臣 御承知のように、大體政令できめたものを踏襲いたしたわけでありまして、政令できめましますときには、警察署を標準にした行政区画に基いてつくつたのであります。従つて早急に下級裁判所を設置するとすれば、結局警察署を中心とした行政区画に著眼するはかなかつたという状況であります。合理的に人口、行政区画、都市と村落の關係等を勘案いたしまして、十分に納得のいくような管轄区域を定めますのには、相當慎重な調査

を要し、時日をも要するわけでありませう。政府も決してこの案がすべてよろしい案であるとは考へておらぬのであります。今後必要に應じて、また輿論その他の趨勢を考へまして適當に改定せらるべきものも考へております。政府においても努力をいたします。また議員各位も発案権をもつておられるのでありますから、適當ならざる点については將來御修正くださることは、少しも異議はないのであります。なお今御質問の愛媛縣の問題については、赤木説明員をしてお答えいたさせます。

○赤木説明員 特にただいまお尋ねの松山につきましては、本省から現地の所長、檢察正に照會をいたしましたところ、現地の方では特に簡易裁判所組織準備委員会、こゝろのものを組織いたしまして、その委員には松山地方裁判所長、松山区裁判所監督判事、松山地方裁判所檢察正、愛媛縣知事、弁護士会長、縣會議長、松山高専校長、この七人で委員会というふうなものを組織いたしまして、簡易裁判所の配置、その管轄区域の組合せというこゝろについて相談して、大體その結果をこゝろに報告がありましたので、その報告に基いてこちらで決定したわけでありませう。本省から現地に出張して一々あたつて決定したわけではございませうが、大體こゝろの委員会の決定を採用するといふことは安当だろと思つて、一應採用した次第であります。なおただいまお話のような都合がありといたしますれば、いづれ慎重調査の上、できるだけ御趣旨に副いたいと思つております。

○松永委員長 ほかに御質疑ございませうか。——なしと認めます。

討論にはいります。石川金次郎君

○石川委員 社会党を代表いたしまして意見を申し上げます。本案は簡易裁判所の配置及び管轄区域に多少の遺憾の点があつたと思ひますけれども、ただいま大臣並びに説明員から懇篤なるお考えを伺ひ、かつ將來の改正がわれわれによつてもなし得るのでありますから、私はこの原案に賛成するものであります。

○松永委員長 吉田安君

○吉田安委員 民主党におきましては、本案の管轄区域、配置の点などにつきましても、相當に意見なり希望をもつておるのであります。しかしながらこの法案がきわめて急を要する法案でありますために、このまま承認をいたしたいと思ひます。ただこれは政府の提案になつておりますが、いつもこゝろした提案があると、速急に審議通過をせねばならぬといふことが、從來多々あるのであります。その点は審議をしますわれわれはさういふ迷惑を感ぜません。將來さういふ点には政府におかれましても、十分御注意をいたしたい、そして善処されるように希望いたしまして、本案には賛成をいたします。

○松永委員長 明禮輝三郎君

○明禮委員 ただいま私がお尋ねいたしました管轄区域、配置について司法大臣から、あるいは説明員から詳しく御答弁をいただきました。了解をいたしております。まだこのほかに地域によりましては、甲とか乙とかの支部を設置していただくようなところもあると存じますが、いづれこゝろの問題はあとでゆつくり調べまして、最

もそれが適切なふうによつていただきたいと存する次第であります。この法案は自由党といたしましては全部賛成いたします。

○松永委員長 大島多藏君

○大島(多)委員 國民協同黨といたしまして、この法案に關しまして意見を申し上げたいと思ひます。各党より先ほどから御意見がありましたように、この法案が早急に立案された關係から、まだこの管轄区域に關するものが、多少不十分のところがあるように思われるのであります。將來この法が実施されるときに、さういふことは自然に氣づかれることと思ひわけでありまして、この法案が非常に公布を急ぐ關係上、ここに私たちが慎重審議をする時間をもつていないことを残念に思ひます。この際、わが國民協同黨はこの法案に賛成の意見を申し述べたわけでありませう。

○松永委員長 ほかに御発言ありませんか。別に御発言もありませんから本案について採決をいたします。原案に賛成の諸君は起立を願ひます。

〔議員起立〕

○松永委員長 起立議員。よつて本案は全会一致をもつて可決いたしました。

なおこの際お語りいたしたいことがあります。報告書は議決の理由を附し、議案の要旨、議案の利害得失等を記載したものを提出すべきものであります。が、本日緊急上程を控へ、さらに報告書のために會議を開く余裕もありませんので、委員長及び理事に御一任していただきたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なきものと認めます。よつてその通りいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十六分散会

〔参照〕

昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は、現行法第三條に基いて、簡易裁判所の設立及び管轄区域を定めている政令第三十七号が、同法附則により七月十八日限りその効力を失うため、あらたに法律で定めなければならない必要があるとともに、なお、若干の改正を加えるため提出されたものである。即ち本案によれば、その第一の要旨は、従来の簡易裁判所は下級裁判所と称することとなり、その設立及び管轄区域は高等裁判所及び地方裁判所とともにすべて法律で定められることとなるが、その配置、管轄区域の内容は、大体において従前の通りである。

ただ二つの簡易裁判所を増設し、一つの簡易裁判所の所在地を変更し、その他全國を通じて数ヶ所の裁判所の管轄区域が部分的に改正せられたことなどが、その実質的内容の相違している主なる点である。

次に第二の要旨としては、若干の例外を除いては、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたときは、これに伴つて裁判所の管轄区域も変更されることを原則として

している点である。

以上のやうに規定しても、なお、管轄区域の定まらない場合を考慮して、その場合にはこの法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定められるまで、最高裁判所が管轄裁判所を定めることとしている。最後に附則として實際上支障のないやうにこの法律を施行するに必要な規定が設けられている。

二、本案の特色

第一に簡易裁判所の設立及び管轄区域が法律に定められ、しかも簡易裁判所の配置を地域の実情に即して設置変更し、一層拡充されたことである。

およそ時代の進展に伴い社会事情は益々複雑となり、殊に生活面の困窮のため、紛争事件は頻発している。これら紛争事件の迅速な解決は、國民生活にとり、緊要である。簡易裁判所の拡充は、この点極めて重要な意義を有するものである。

第二に本案においては、將來起ることのあるべき行政区画の変更を考慮し、これによつて生ずる管轄区域に関する法律改正の煩を避け、この場合には当然管轄区域も変更されることを原則としている。

第三に例えばこの改正法律の施行前に、別表四表に記載されていない町村が設けられたときなどを予想し、このような場合にも、その町村を管轄する裁判所が、この法律の改正せられるまで存在しないというやうな不都合のないやうに、極めて慎重な措置が講ぜられている。

三、議案の可決理由

本法案は一應適切な効果を期待し、慎重な實際的考慮の下に立案せられており、当局者の技術的努力と相俟つて、裁判民主化の実を挙げ得るものと思ふ。

ただ審査期間が短時日であつたため、審査に欠くところがあるとすれば、將來必要に應じて再検討の日に委ねることとし、今日その成立が目途の急を要する実情に鑑み、本案は大体において妥當なるものと認めてこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年七月十二日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十二年七月二十四日印刷

昭和二十二年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局